

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法施行令第14条の16 等

規制の名称：上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止

案の区分：改正案

担当部局：金融庁総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成29年10月24日

（1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が未公表の決算情報などの重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものにすぎず、重要な情報の伝達や公表に当たって許認可等を求めるものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が未公表の決算情報などの重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものにすぎず、上場会社等が活動する地理的範囲を制限するものではない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、当該事業者が「上場会社等」に該当する限り等しく適用されるものであり、既存事業者と新規参入者との間でコストに差異が生じるものではない。

（2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が未公表の決算情報などの重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものにすぎず、事業者が供給する商品・役務の価格、

数量を制限するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が未公表の決算情報などの重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものにすぎず、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではない。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が未公表の決算情報などの重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものにすぎず、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、一定の要件を満たす場合に情報の公表を求めるものではあるが、それは上場会社等が重要な情報を証券会社等に伝達した場合に限られており、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報について、当該伝達の有無にかかわらず、これを公開することを義務付け、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい / いいえ

本規制は、上場会社等が重要な情報を証券会社等に伝達した場合に、当該情報の公表を求めるものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではなく、むしろこれを拡大する効果が期待される。

結論

上記（1）～（4）を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。